

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について

I 改正の目的

本会では、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づく「フォローアップ」及び金融審議会市場制度ワーキング・グループからの提言を踏まえ、スタートアップ等の非上場企業への円滑な資金供給や投資家への多様な投資機会の提供に資するよう、投資信託財産への非上場株式の組入れ比率のあり方や基準価額の算定における非上場株式の評価のあり方などについて、自主規制委員会下の運用専門委員会において検討を行うとともに、金融庁等関係者とも密接に意見交換を重ねてきたところである。

今般、これまでの検討結果を踏まえ、必要な枠組みを整備するため、「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」、「投資信託等の運用に関する委員会決議」及び「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II 主な改正の内容

(1) 「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

投資信託財産への未上場株式の組入れに当たっては、原則として純資産総額の 15% を超えてはならないこととし、更に金融審議会市場制度ワーキング・グループ「資産運用に関するタスクフォース」における議論を踏まえ、流動性が著しく低いことにより生じるリスクなど未上場株式への投資に関するリスクに係る開示文言の追加の他、未上場株式に対する審査について規定する。

(第 11 条第 1 項第 2 号の改正)

(第 11 条第 2 項及び同条第 3 項、第 11 条の 2 の新設)

(2) 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

投資信託財産へ組入れ可能な未上場株式の要件に関して、未上場株式を間接保有する場合で、当該投資先が監査を受けていれば、細則に定める要件を求めないこととする他、所要の整備を行う。

(第 2 条本文及び第 1 号～第 3 号の改正)

(第 2 条第 4 号の新設)

(3) 「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正

未上場株式の範囲として指定されていた特定の銘柄に関する規定を削除する。

(3 の削除)

(4) 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正

未上場株式の評価については、公正価値測定を用いて時価で評価するものとする他、所要の整備を行う。

(第3条第3号、第13条、第14条第1項、第15条第5項第1号、同項第2号、同項第3号の改正)

(第14条第2項、第15条第6項の削除)

Ⅲ 実施の時期

今後改正を予定している「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の改正時期と合わせ、令和6年2月15日(予定)から実施することとし、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものから適用する。

なお、規則等の一部改正にあたり、既存で運営されている投資信託への影響などがある場合を考慮し、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日(予定)までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げないものとする。

以 上